

談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認

入札に付そうとする工事（測量及び工事に関する設計，調査その他建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ）又は入札。に付した工事について入札談合に関する情報があつた場合には，当該情報の提供者の身元，氏名等を確認の上，直ちに呉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ通報すること。情報提供者が報道機関である場合には，報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお，新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも，事務局へ通報すること。

2 報告

事務局は，1により入札談合に関する情報の通報を受けた場合には，速やかに委員会に報告を行うこと。

3 審査

委員会は，2により事務局からの報告を受けた場合は，当該情報の信ぴょう性及び第2以下の手続によることが適切であるかどうかについて審査するものとする。報道機関からのもの，氏名が明らかなもの，落札金額を提示したもの等は調査に値するものとする。

4 公正取引委員会及び警察への通報

審査の結果第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については，手続の各段階において必要に応じ公正取引委員会及び警察へ通報し，要請があれば関係書類の写しを送付すること。

5 報道機関との対応

談合情報を把握した以降において，報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には，財務部長が対応すること。

第2 具体的な対応

談合情報があつた場合には，原則として，次に従い対応すること。

なお，詳細な手順等は，第3に従い行うこと。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取は，原則として入札までに行うか，又は入札開始時刻若しくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うこと。ただし，発注の遅れによる影響等やむを得ない理由がある場合は，事情聴取の前に入札を行うことができる。

(2) 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果，明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には，入札を取りやめること。

(3) 談合の事実が確認されない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

イ この場合、すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請すること。ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札で、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響等を考慮の上、工事費内訳書を後日提示するよう要請し入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

ウ 積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）は、入札執行後、工事費内訳書を入念にチェックすること。

エ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意すること。

(1) 契約締結以前の場合

ア 契約締結の保留

契約締結（仮契約を含む。）は、保留すること。

イ 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

ウ 工事費内訳書

入札を行った者全員に対して速やかに工事費内訳書を提示するよう要請し、積算担当者は、入念にチェックすること。

エ 談合の事実が確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札を無効とすること。

オ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結後の場合

ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。

イ 工事費内訳書

入札を行った者全員に対して速やかに工事費内訳書を提示するよう要請し、積算担当者は、入念にチェックすること。

ウ 談合の事実があったと確認された場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進ちょく状況等を考慮して、契約を解除するかどうかを判断す

ること。

エ 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させること。

3 一般競争入札（ダイレクト型・事後審査方式）の場合

電子入札による一般競争入札（ダイレクト型・事後審査方式）にあつては、入札参加者は入札期日前は不明であるため、対象工事名や落札予定業者が情報と一致する場合、又は談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があつた場合には委員会において審査し、調査に値するものと判断した場合は開札後、保留（審査）し、第2の2に従い調査すること。

第3 個別手続の手順等

第2 に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、財務部長、工事担当部長、契約課長、工事担当課長等の複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、一社ずつ入札室等に呼び出し、別紙1を参考に聴き取りを行うこと。
- (3) 事情聴取を受けに来た者の氏名を確認し、事情聴取業者一覧表（様式第1号）に署名をさせること。
- (4) 聴取結果については、事情聴取書（様式第2号）を作成すること。

2 関係書類等

誓約書等の関係書類は、公正取引委員会及び警察へ送付することがある旨を事情聴取の対象者に通知すること。

3 誓約書の提出等

誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

4 工事費内訳書のチェック等

- (1) 工事費内訳書は、第1回の入札書記載金額に対応するものを要請すること。
- (2) 工事費内訳書は、積算担当者が談合の形跡がないかを入念にチェックし、チェックが終了した時点で返却すること。
- (3) 工事費内訳書のチェックに当たって不明な点がある場合は、工事担当課長、積算担当者等複数の職員により、当該工事費内訳書の作成責任者から事情聴取すること。
- (4) 入札執行後に事情聴取を行う場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができること。

5 報道機関との対応

報道機関との対応においては、財務部長が対応することとするが、財務部長が指名する者も併せて対応することができること。

6 準用

第1から第3までは、物品売買・業務委託等（物品の売買、借入れ、修繕、印刷製本、製造の請負及び役務の提供に関する業務を含む。）について準用することができること。

様式第 1 号（第 3 関係）

事 情 聴 取 業 者 一 覧 表

工 事 名		
工 事 場 所		
事 情 聴 取 日		
事 情 聴 取 場 所		
時刻	業 者 名	

様式第 2 号（第 3 関係）

事 情 聴 取 書

工 事 名

工 事 場 所

業 者 名

事情聴取を受けた者

事 情 聴 取 者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、事前に落札者を調整した、あるいは依頼、強要されたようなことがありましたか。	
2 そういううわさを聞いたことがありますか。	
3 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。	
4 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。	
5 その他	

年 月 日

呉 市 長 様

住 所
商 号
氏 名

印

誓 約 書

下記の工事の入札に関し、当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は、一切行わなかったことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び警察に送付されても、異議はありません。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入 札 日

入 札 時 刻

別紙 1 （第 3 関係）

質 問 事 項 等 （参考例）

（入札執行前に談合情報を把握した場合）

- 1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、事前に落札者を調整した、あるいは依頼、強要されたようなことがありましたか。
- 2 そういううわさを聞いたことがありますか。
- 3 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。
- 4 あったとすれば、どのような内容の打合せ又は話合いでしたか。
- 5 当然、見積りはされていると思いますが、もし、入札を執行するときは第 1 回目の入札書記載金額に対応する工事費内訳書を提出してください。
- 6 談合等の事実が認められたら、入札は無効となり、罰則を受けることとなるので、絶対そういうことのないようにしてください。
- 7 入札を執行するときは、誓約書を提出してください。
- 8 誓約書等の関係書類は、公正取引委員会及び警察に提出することがあります。
- 9 本件の調査の結果、入札を取りやめるか執行するか等については、後日連絡します。
- 10 署名してください。